

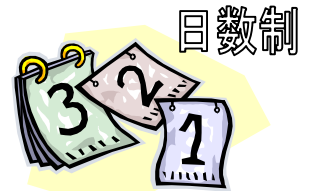
## 新基準のポイント

### ① 日数制として業務停止期間を明確化・標準化しました。

違反行為ごとに具体的な業務停止期間を明示しました。  
一部の違反行為については、違反の内容、損害の程度により業務停止日数を段階的に決めました。

【具体例：業法第35条違反】

- ・重要事項説明書の記載不備 ⇒ 標準業務停止期間7日  
(損害の程度により15日、30日)
- ・重要事項説明書の不交付 ⇒ 標準業務停止期間15日  
(損害の程度により30日、60日)



### ② 違反行為ごとに処分の内容が決定されます。

一つの取引に関し、指示処分と業務停止処分を同時に行う場合があります。

- ・指示処分と業務停止を同時にする場合、指示書と業務停止命令書を交付します。
- ・業務停止処分をする場合、業務停止命令書とともに勧告書を交付します。

### ③ 処分の加重措置・軽減措置が変わります。

#### 1) 主な加重措置

- イ 違反行為により発生した関係者の損害の程度が特に大きいときや違反行為の態様が暴力的行為によるものであるときなど、特に悪質である場合  
⇒業務停止期間が2分の3倍に加重されます。
- ロ 過去5年間に監督処分を受けていた場合  
⇒業務停止期間が2分の3倍に加重されます。



#### 2) 主な軽減措置

- イ 次の場合は、指示処分に軽減します。さらに、過去5年以内に監督処分等を受けていないときは、指導等に軽減される場合があります。
  - ・関係者の損害が発生せず、今後も見込まれない場合
  - ・損害補填に関する取組を直ちに開始し、補填の内容が合理的で、かつ、対応が誠実であると認められる場合
  - ・直ちに違反状態を是正した場合
- ロ 関係者の損害の程度が軽微である場合又は損害の一部を補填した場合  
⇒業務停止期間を4分の3倍に軽減される場合があります。



### ④ 処分内容をホームページで公表します。

これまでは、宅建業者に対する業務停止処分及び免許取消処分を県公報に掲載していましたが、これに加え、指示処分も含めて県ホームページで公表します。